

静岡農業高等学校 施設利用について

1 利用条件

スポーツ活動又は生涯学習活動を目標に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体に限ります。

2 開放施設の種類及び利用種目

開放施設	利用できる種目
普通教室等	週休日又は休日における本校生徒の学習支援事業
体育館	バレーボール、インディアカ、バスケットボール、バドミントン、ハンドボールその他施設開放委員会が適当と認めるもの
運動場	グラウンドゴルフ、ソフトボールその他施設開放委員会が適当と認めるもの
テニスコート	テニスその他施設開放委員会が適当と認めるもの
ハンドボールコート	ハンドボールその他施設開放委員会が適当と認めるもの

3 開放日

5月1日～翌年2月28日まで（学校行事等又は施設管理上支障がある場合を除く）

4 利用の手続き等

【団体の登録】

開放施設等の利用を希望する団体は、翌年度の利用について3月1日から3月31日までの間に開放施設等利用者登録申請書（様式第1号）を静岡県立静岡農業高等学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）へ提出してください。

施設開放委員会で審査し、承認した団体には登録証（様式第2号）を交付します。

【利用の申請・許可】

施設利用団体（前記により承認された団体）は、開放施設等利用申請書（様式第4号）を前月の10日までに施設開放委員会に提出してください。利用可能な日をメールでお知らせします。利用申請書を提出しても認められない場合もあります。

また、体育館の利用については原則として1団体につき体育館の2分の1（バレーボール・バスケットボールの1面分）の利用とし、他に利用がない場合は全面的利用を認めます。

【鍵の借用、返却、利用報告】

施設利用団体は、利用日の当日（当日が土・日・休日の場合はその直前の平日）に、学校事務室で鍵を受け取ってください。

鍵は利用日の翌日までに、必要事項を記入した開放施設等利用報告書（様式第5号）とともに学校事務室に返却してください。

申請許可日で利用しなかった日については開放施設等利用報告書（様式第5号）に利用しなかった旨記載し、御提出ください。

なお、学校事務室の受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までです。

5 注意事項

利用にあたっては、静岡農業高等学校の施設等の開放に関する細則をよく読み、反した場合は施設の利用をお断りすることもありますので御注意ください。